

第4回五大特許庁長官会合について

国際課

I. はじめに

経済のグローバル化に伴い、先進国において国際的に事業展開する企業が増加し、一つの発明を複数国に出願する傾向が強まっています。このため、審査の待ち期間の長期化や、各国特許庁における審査負担の増大といった課題が生じています。

そこで、全世界の特許出願件数の8割を占める日米欧中韓の五大特許庁（五庁）は、これらの課題を解決すべく、2007年より長官会合を開催し、審査の協力や特許手続の効率化に取り組んできました。

特許制度の国際的な調和が進むことで、日本で特許となった自社の発明が、海外でも特許となる可能性が高まるため、国際的に事業展開する企業は、自社の発明が世界中で保護されることで、安心して自社の製品、技術を輸出することができます。しかしながら、制度調和の議論は、各国の意見の対立によりここ数年停滞していたところ、今回の会合において日本のリーダーシップの下、議題として取り上げられました。

II. 開催日、場所

2011年6月23日（木）～24日（金） 日本国特許庁・東京

III. 参加者

海江田経済産業大臣

日本国特許庁（JPO）：岩井長官（今会合の議長） 他

欧州特許庁（EPO）：バティステリ長官 他

韓国特許庁（KIPO）：イ庁長 他

中国国家知識産権局（SIPO）：ティエン局長 他

米国特許商標庁（USPTO）：レア副長官 他

（オブザーバー）世界知的所有権機関（WIPO）：ガリ事務局長

IV. 会合の結果

冒頭に海江田経済産業大臣から、研究開発の成果を迅速に特許権として保護することはイノベーション促進に不可欠であり、五大特許庁の協力はイノベーションを促進する上でとても重要であるとの挨拶がありました。

そして、我が国特許庁の提案により、本会合において初めて特許制度調和が五庁長官会合の議題となり、各庁の長官が今後の特許制度調和の進め方について活発に意見交換を行いました。この結果、五庁は、特許制度の国際調和の重要性を共有し、これに向け、特許権を付与することの各国の主権を尊重しつつ、五庁が積極的に国際的な議論に参画してい

くことに合意いたしました。また、五庁の枠組みのもとで各国の特許制度や審査実務の比較研究を早急に実施することも併せて合意されました。

この合意をきっかけに、特許制度の国際的な調和が進めば、日本で特許となった発明について、海外でも円滑に特許を取得できるようになり、権利保護される可能性が高まるので、日本の産業界は安心して国際的な事業展開や研究開発を行うことができるようになります。

折しも米国において、特許制度を先発明主義から先願主義^{*1}へと移行させる特許改革法案が3月に上院本会議を通過し、6月23日（現地時間）に下院本会議を通過しました。この下院での法案審議と本会合とが重なり、カッポス USPTO 長官は本会合へ参加できませんでしたが、法案の下院通過直後に東京とアメリカとを電話回線で結び、同長官から会合参加者に法案下院通過の報告がありました。この様な中、今後特許出願の急増が予想される中国を含む五庁が、特許制度を国際的に調和させることの重要性を確認し、国際的な議論に積極的に参画していくとの合意は、特許制度の調和に向けた長年の取組の中で、非常に意義深いものです。

また、会合では、我が国特許庁が推進している「特許審査ハイウェイ^{*2}」など、特許審査に関するワークシェアリングに、五庁が取り組むことの重要性や利益についても確認がなされました。

さらに、3つの作業部会から10の基礎プロジェクトに関する進捗報告が行われました。特に、“特許分類”を共通化するプロジェクトにおいては、我が国特許庁の特許分類と欧州特許庁の特許分類を軸に、五庁の間で共通の特許分類の整備を加速していくことが合意されました。

より緻密な共通の特許分類ができれば、世界の特許文献を効率的かつ網羅的に調査することができるので、特許権の安定性、信頼性が高まります。また、企業自身も、自社技術と関連する中国・韓国の特許などを容易に発見できるので、海外での知財訴訟のリスクに備えることができます。

* 1 先願主義と先発明主義

同じ発明が複数の人間によりなされた場合、そのいずれに特許を与えるかを決定する原則として、先願主義と先発明主義があります。先願主義は、先に出願した者に特許を付与する主義（米国以外が採用）であり、先発明主義は先に発明した者に特許を付与する主義（米国のみ採用）です。国際的な特許制度調和の議論のなかでは、先願主義を採用する動きが主流であったものの、米国において、先発明主義から先願主義へ移行する法案が長年議会を通らなかつたため、特許制度調和の障害となっていました。

* 2 特許審査ハイウェイ

ある国で特許権を取得することが可能と判断された出願について、出願人の申請により、別の国で簡易な手続で審査を早期に受けられるようにする制度です。



(写真) 左から、パテンス長官 (EPO)、イ庁長 (KIPO)、岩井長官 (JPO)、海江田大臣、レア副長官 (USPTO)、ティエン局長 (SIPO)、ガリ事務局長 (WIPO)

V. おわりに

今後も、五庁が引き続き協力していくことで、各庁における特許審査の質を担保しつつ、効率を向上させるとともに、さらに、日本発の特許出願がグローバルに保護される環境をより一層整備してまいります。

<リンク>

五大特許庁公式サイト

<http://www.fiveipoffices.org/index.html>